



所 属	生涯、学習！推進課
所属長	大前 仁哉
電 話	06-4950-0387

県下初！生活協同組合コープこうべとの包括連携協定締結について

1 趣旨

尼崎市と生活協同組合コープこうべ（以下、コープこうべ）は、この度包括連携協定を締結します。

コープこうべが自治体と包括連携協定を締結するのは今回が初めての取組です。

学びと活動の循環による地域社会の活性化や環境保全、地産地消、子育てや福祉、健康増進・食育等の分野において、相互の連携を強化することで、安心して暮らせる地域づくりに向けて、ともに取り組んでいきます。

2 期間

協定締結日（令和元年 5 月 7 日予定）から令和 2 年 3 月 31 日まで（1 年毎の更新）

3 連携内容

コープこうべの店舗の一部を活用した地域の学びの場の創出について、これまでの取組を継続、発展させることに加え、今後、各分野での具体的な連携内容を検討するとともに、より有効なものとなるよう協議の場を設けることとします。

なお、昨年からコープ園田で展開しているように、他店についても地域課題解決のためのコミュニティ拠点として活用できるよう検討されているところであり、学びの場をより充実させていきたいと考えています。

4 締結式

(1) 日時・場所

令和元年 5 月 7 日（火）午前 10 時 30 分から・尼崎市役所 市長室

(2) 出席者

稲村 和美 尼崎市長

中西 志津子 理事（なかにし しづこ）

岡田 卓巳 第 1 地区活動本部本部長（おかだ たくみ）他（予定）

以 上

「安心して暮らせる地域づくり」に向けた包括連携協定

尼崎市（以下「甲」という）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という）は、学びと活動の循環による地域社会の活性化や環境保全、地産地消、子育てや福祉、健康増進・食育等の取組において、相互の連携を強化し、尼崎市市内における生活者が「安心して暮らせる地域づくり」に貢献できるよう、以下の通り「安心して暮らせる地域づくり」に向けた包括連携協定（以下「協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、それによって市民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりに貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）学びと活動の循環による地域社会の活性化に関すること
- （2）環境保全に関すること
- （3）地産地消に関すること
- （4）子育てや福祉の向上に関すること
- （5）健康増進・食育に関すること
- （6）青少年育成に関すること
- （7）事業所周辺地域の活性化に関すること
- （8）防災・減災および災害時の対応に関すること
- （9）地域の安全・安心に関すること
- （10）その他生活の質の向上に関すること

2 甲及び乙は、連携事項の具体化や進捗状況を確認するため、1年に1回程度の定期的な協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれかからの解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙双方が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たっての知り得た相手方の機密情報をその承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

2 本協定の有効期間満了後も第1項の規定は、効力を有するものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月7日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市長 稲村和美

乙 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ

組合長理事 木田克也